

## 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例に関する運用基準

(大規模な開発事業の手続き及び開発事業の協議の適用除外)

第1条 土地の区画形質の変更において、当該土地を含む一団の土地\*の面積をもって土地の面積とする。ただし、増設に係る部分の面積の合計が3,000㎡以下で既存の土地の面積の合計の0.2倍を越えないものは、この限りでない。

第2条 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則(平成12年規則95号。以下「規則」という。)第12条第2項第2号イに規定する市長が定める面積は、次に掲げるものとする。

- 1 国、地方公共団体その他規則で定める別表第2に掲げる者が行う建築物の建築で新築の場合の床面積は100㎡以下とする。
- 2 建築物の建築で増築、改築、移転(以下「増築等」という。)の場合、増築等に係る部分の床面積の合計が既存の床面積の合計の0.2倍を超えないもの、又は増築等に係る部分の床面積の合計が100㎡以下のもの。

第3条 規則第12条第2項第3号アに規定する市長が定める面積は100㎡以下とする。

第4条 規則第12条第2項第4号イに規定する市長が定める面積は、用途の変更に係る部分の床面積の合計が既存の床面積の合計の0.2倍を超えないもの、又は用途の変更に係る部分の床面積の合計が100㎡以下のもの。

第5条 規則第12条第2項第4号ウに規定する市長が定める規模は、用途変更に係る部分の規模が既存の部分の規模の合計の0.2倍を超えないもの。

第6条 木材の伐採において、伐採に係る部分の面積の合計が既存の樹林地面積の合計の0.2倍を超えないもの、又は伐採に係る部分の面積の合計が100㎡以下のもの。

(開発事業の協議の変更で再提出を要しないもの)

第7条 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例(平成12年条例第11号。以下「条例」という。)第14条第1項に規定する実施計画書に関して、変更ある場合、再提出を要しないものは、次に掲げるものとする。

- 1 土地の区画形質において、計画土地の面積の合計の減少又は、増加する土地の面積の合計が3,000㎡以下で計画土地の面積の合計の0.2倍を超えないもの。
- 2 建築においては、次に掲げるものとする。

(1) 計画敷地面積の合計の減少又は、増加する敷地面積の合計が3,000㎡以下で計画敷地面積の合計の0.2倍を超えないもの。

- ( 2 ) 床面積の合計の減少並びに、増加する床面積の合計が計画床面積の合計の 0.2 倍を超えないもの、又は増加する部分の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>以下のもの。
  - ( 3 ) 高さの減少又は、増加する高さが計画高さの 0.1 倍を超えないもの。
  - ( 4 ) 条例第 14 条第 1 項に規定する中高層の建築物の配置の変更で、隣接地権者の同意を得たもの。
- 3 建築物の大規模の修繕において、計画床面積の合計の減少並びに、増加する床面積の合計が計画床面積の合計の 0.2 倍を超えないもの、又は増加する部分の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>以下のもの。
  - 4 建築物の用途変更において、計画床面積の合計の減少並びに、増加する床面積の合計が計画床面積の合計の 0.2 倍を超えないもの、又は増加する部分の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>以下のもの。
  - 5 建築物の形態若しくは意匠において、計画床面積の合計の減少並びに、増加する床面積の合計が計画床面積の合計の 0.2 倍を超えないもの、又は増加する部分の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>以下のもの。
  - 6 木材の伐採において、計画伐採面積の合計の減少並びに、増加する伐採面積の合計が計画伐採面積の合計の 0.2 倍を超えないもの、又は増加する部分の伐採面積の合計が 100 m<sup>2</sup>以下のもの。

#### 附則

この運用基準は平成 13 年 4 月 1 日から運用する。

この運用基準は平成 17 年 4 月 1 日から運用する。

この運用基準は平成 18 年 5 月 1 日から運用する。

\* 一団の土地は次に掲げるものとする。

- 1 土地利用上現に一体の土地を構成し、又は一体としての利用に供することが可能なひとまとまりの物理的一体性を持つもの。
- 2 増設を繰り返す等の計画的に一貫性を持つもの。

## 金沢市における土地利用の適正化に関する条例に関する運用基準

(大規模な開発事業の手続き及び開発事業の協議の適用除外)

第1条 土地の区画形質の変更において、当該土地を含む一団の土地\*の面積をもって土地の面積とする。ただし、増設に係る部分の面積の合計が1,500㎡以下で既存の土地の面積の合計の0.2倍を越えないものは、この限りでない。

第2条 金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則(平成12年規則97号。以下「規則」という。)第10条第2項第2号イに規定する市長が定める面積は、次に掲げるものとする。

- 1 国、地方公共団体その他規則で定める別表第2に掲げる者が行う建築物の建築で新築の場合の床面積は100㎡以下とする。
- 2 建築物の建築で増築、改築、移転(以下「増築等」という。)の場合、増築等に係る部分の床面積の合計が既存の床面積の合計の0.2倍を越えないもの、又は増築等に係る部分の床面積の合計が100㎡以下のもの。

第3条 規則第10条第2項第3号アに規定する市長が定める面積は100㎡以下とする。

第4条 規則第10条第2項第4号イに規定する市長が定める面積は、用途の変更に係る部分の床面積の合計が既存の床面積の合計の0.2倍を越えないもの、又は用途の変更に係る部分の床面積の合計が100㎡以下のもの。

第5条 規則第10条第2項第4号ウに規定する市長が定める規模は、用途変更に係る部分の規模が既存の部分の規模の合計の0.2倍を越えないもの。

第6条 建築物の形態若しくは意匠において、次に掲げるもの。

- 1 国、地方公共団体その他規則で定める別表第2に掲げる者が行う建築物の建築で新築の場合の床面積は100㎡以下とする。
- 2 建築物の建築で増築、改築、移転(以下「増築等」という。)の場合、増築等に係る部分の床面積の合計が既存の床面積の合計の0.2倍を越えないもの、又は増築等に係る部分の床面積の合計が100㎡以下のもの。

第7条 木材の伐採において、伐採に係る部分の面積の合計が既存の樹林地面積の合計の0.2倍を越えないもの、又は伐採に係る部分の面積の合計が100㎡以下のもの。

(開発事業の協議の変更で再提出を要しないもの)

第8条 金沢市における土地利用の適正化に関する条例(平成12年条例第12号。以下「条例」という。)第6条第1項に規定する実施計画書に関して、変更ある場合、再提出を

要しないものは、次に掲げるものとする。

- 1 土地の区画形質において、計画土地の面積の合計の減少又は、増加する土地の面積の合計が 1,500 m<sup>2</sup>以下で計画土地の面積の合計の 0.2 倍を超えないもの。
- 2 建築においては、次に掲げるものとする。
  - (1) 計画敷地面積の合計の減少又は、増加する敷地面積の合計が 1,500 m<sup>2</sup>以下で計画敷地面積の合計の 0.2 倍を超えないもの。
  - (2) 床面積の合計の減少並びに、増加する床面積の合計が計画床面積の合計の 0.2 倍を超えないもの、又は増加する部分の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>以下のもの。
  - (3) 高さの減少又は、増加する高さが計画高さの 0.1 倍を超えないもの。
  - (4) 条例第 6 条第 1 項に規定する中高層の建築物の配置の変更で、隣接地権者の同意を得たもの。
- 3 建築物の大規模の修繕において、計画床面積の合計の減少並びに、増加する床面積の合計が計画床面積の合計の 0.2 倍を超えないもの、又は増加する部分の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>以下のもの。
- 4 建築物の用途変更において、計画床面積の合計の減少並びに、増加する床面積の合計が計画床面積の合計の 0.2 倍を超えないもの、又は増加する部分の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>以下のもの。
- 5 建築物の形態若しくは意匠において、計画床面積の合計の減少並びに、増加する床面積の合計が計画床面積の合計の 0.2 倍を超えないもの、又は増加する部分の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>以下のもの。
- 6 木材の伐採において、計画伐採面積の合計の減少並びに、増加する伐採面積の合計が計画伐採面積の合計の 0.2 倍を超えないもの、又は増加する部分の伐採面積の合計が 100 m<sup>2</sup>以下のもの。

#### 附則

この運用基準は平成 13 年 4 月 1 日から運用する。

この運用基準は平成 17 年 4 月 1 日から運用する。

この運用基準は平成 18 年 5 月 1 日から運用する。

\* 一団の土地は次に掲げるものとする。

- 1 土地利用上現に一体の土地を構成し、又は一体としての利用に供することが可能なひとまとまりの物理的一体性を持つもの。
- 2 増設を繰り返す等の計画的に一貫性を持つもの。